

○国土交通省告示第三百十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一百十号）第六条の二、第六条の三、第六条の四及び第二十三条の規定に基づき、同規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績報告書の様式を定める告示を次のように定める。

平成三十一年三月八日

国土交通大臣 石井 啓一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一百十号。以下「規則」という。）第六条の二の国土交通大臣が定める要件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの以外の者であつて、三の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分ごとに、次のイからハまでのいずれかに該当するものであることとする。

イ 各年度において、当該年度の前々年度までの過去三年度（当該年度の前三年度に事業を開始した場合にあっては当該年度の前々年度、当該年度前四年度に事業を開始した場合にあっては当該年度の前三年度及び当該年度の前々年度。以下同じ。）の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である旅客施設を設置又は管理していること。ただし、当該年度の前々年度までの過去三年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三万人以上である旅客施設を設置又は管理していない中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第一号に掲げる中小企業者である公共交通事業者等をいう。以下同じ。）であり、かつ、大企業者（中小企業者以外の公共交通事業者等（当該中小企業者である公共交通事業者等が属する区分以外の区分に属する者を含む。）をいう。以下同じ。）の所有に係る当該公共交通事業者等の株式の数の当該公共交通事業者等の発行済株式の総数に対する割合又は当該大企業者の当該公共交通事業者等への出資の金額の当該公共交通事業者等の出資の総額に対する割合が二分の一未満である場合を除く。

ロ 各年度において、当該年度の前々年度までの過去三年度の輸送人員の一年度当たりの平均が百万人以上であること。ただし、当該年度の前々年度までの過去三年度の輸送人員の一年度当たりの平均が一千万人未満である中小企業者であり、かつ、大企業者の所有に係る当該公共交通事業者等の株式の数の当該公共交通事業者等の発行済株式の総数に対する割合又は当該大企業者の当

該公共交通事業者等への出資の金額の当該公共交通事業者等の出資の総額に対する割合が二分の一未満である場合を除く。

ハ イ又はロに該当する者以外の者で、自社及びその属する企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項に規定する企業結合集団をいう。）又は事業の被承継人の輸送人員等に鑑み、移動等円滑化を実施する必要性がイ又はロに該当する者と同等であると認めて国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長が指定したものであること。

二 規則第六条の三の国土交通大臣が定める様式は、第一号様式とする。

三 規則第六条の四の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

一 法第二条第四号イに掲げる者	第二号様式及び第三号様式
二 法第二条第四号ロに掲げる者	第四号様式及び第五号様式
三 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自	第六号様式

<p>自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）</p>	<p>四 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの</p>	<p>第六号様式及び第七号様式</p>
<p>五 法第二条第四号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者</p>	<p>第八号様式</p>	
<p>六 法第二条第四号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者</p>	<p>第九号様式</p>	
<p>七 法第二条第四号ニに掲げる者</p>	<p>第七号様式</p>	
<p>八 法第二条第四号ホに掲げる者（次号に掲げ</p>	<p>第十号様式</p>	

<p>る者を除く。)</p>	
<p>九 第二条第四号ホに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>第十号様式及び第十一号様式</p>
<p>十 法第二条第四号へに掲げる者</p>	<p>第十二号様式</p>
<p>十一 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>第十一号様式</p>
<p>十二 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>第十三号様式</p>

四 規則第二十三条の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 法第二条第四号イに掲げる者</p>	<p>第十四号様式及び第十五号様式</p>
<p>二 法第二条第四号ロに掲げる者</p>	<p>第十六号様式及び第十七号様式</p>
<p>三 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）</p>	<p>第十八号様式</p>
<p>四 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの</p>	<p>第十八号様式及び第十九号様式</p>
<p>五 法第二条第四号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者のうち貸切バス車両（移動等</p>	<p>第二十号様式</p>

<p>七 法第二条第四号ニに掲げる者</p>	<p>六 法第二条第四号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。）をその事業の用に供しているもの</p>	<p>円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第一条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。）をその事業の用に供しているもの</p>
<p>第十九号様式</p>	<p>第二十一号様式</p>	

<p>八 法第二条第四号ホに掲げる者（次号に掲げる者を除く。）</p>	<p>第二十二号様式</p>
<p>九 第二条第四号ホに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>第二十二号様式及び第二十三号様式</p>
<p>十 法第二条第四号へに掲げる者</p>	<p>第二十四号様式</p>
<p>十一 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>第十四号様式</p>
<p>十二 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>第二十三号様式</p>

<p>十三 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>第二十五号様式</p>
---	----------------

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、法の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部改正）

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示（平成三十一年国土交通省告示第 号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二十五号様式まで中「日本工業規格 A 列 4 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

移動等円滑化取組計画書

平成 年 月 日

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（ 年 3月31日現在）

路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子利用者が可能なプラットフォームの数	便の乗降のための設備の有無	転落防止のための設備の有無	
駅	線	県	市	人				基 ()	基 ()	基	箇所 ()									
(合計) 計 駅					駅	駅		基 ()	基 ()	基	箇所 ()		駅	駅	駅	駅	駅			駅

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットフォームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットフォームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットフォームとの間の経路の段差が解消されているプラットフォームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	(編成両)	(編成両)	編成	編成	編成	編成	編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（ 年 3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型取札の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子利用可能な乗降場の数	転落防止のための設備の有無
駅	線	県	市	人					基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
(合計)計 停留場					停留場	停留場			基 ()	基 ()	基	箇所 ()	停留場	停留場	停留場	停留場	停留場		停留場

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

- 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 公共交通移動等円滑化基準適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準適合の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準法令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準法令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
- エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準法令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
- その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準法令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準法令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準法令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(年 3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	(編成 両)	(編成 両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合 計)	(編成 両)	(編成 両)	編成	編成	編成	編成	編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合 バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(年 3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの
前年度車 両数														
年度内に 供用を開始した車 両数														
年度内に 供用を廃止した車 両数														
年度末車 両数														

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（ 年3月31日現在）

バスターミナルの 名称	所在地 都道府県 市町村	一日 当たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	バース の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	乗降場 への対 応	リフト 付バス が乗 降でき るス ペース または バース の数
	県 市	人									
(合計) 計 ターミナル											

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②人企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第7号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

9. リフト付バスが無降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。
10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（貸切バス車両）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 貸切バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる貸切バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

(年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				
	計	ノンステップバスの車両数	リフト付きバスの車両数	スロープ付きバスの車両数	その他の車両数
前年度車両数					
年度末車両数					

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第8号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. リフト付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているリフト付きバス車両の合計数を記入すること。
4. スロープ付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているスロープ付きバス車両の合計数を記入すること。
5. その他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両のうち、2、3及び4に該当しない車両を記入すること。
6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数						
年度末車両数						

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第9号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる船舶	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

8. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
10. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
11. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第80条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 2から13までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第81条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
15. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
16. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
17. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（ 年度）

住 所

設置／管理者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客 船ターミナル	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況（旅客船ターミナルごとに記入）

（ 年 月 日現在）

旅客船ターミナル の名称	所在地 都府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	乗船場 所の数	段差が 解消さ れている 乗船場 所の数	視覚障害 者誘導用 ブロック の設置の 有無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無
	県 市	人						
~~~~~								
~~~~~								
(合 計 ターミナル)								

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理している、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第11号様式）

- 注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
9. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
10. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（航空機）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 航空機の移動等円滑化の達成状況

(年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひし掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
機	機	機	機	機	機	機	機	機

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第12号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を記入すること。
2. 可動式ひし掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を記入すること。
3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を記入すること。
4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を記入すること。
5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を記入すること。
6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（ 年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

（3）その他

--

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況（航空旅客ターミナル施設ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

航空旅客ターミナル施設の名称	所在地 都道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	搭乗ゲ ートの 数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無
	県 市	人			()			
(合 計) 計 ターミナル					()			

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第13号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（鉄道駅）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

鉄道駅の名 称	路線名	所在地 道府県 市町村	一日当 の 利用 者 数	有人駅 、 無人 駅 の 別	公共交通 の 円 滑 化 に 関 連 した 有 無	段差への 対応	プラット ホーム の 数	段差が 解消 され た プラット ホーム の 数	エレベ ーター の 設置 数	エスカ タ ー の 設置 数	その他 の 昇 降 機 の 設置 数	傾斜路 の 設置 箇所 数	視覚障 害者 用 ブ ラ ッ ク の 設置 の有 無	案内設 備 の 有 無	障害者 対応 の 有 無	障害者 対応 型 改 札 機 の 設置 の有 無	障害者 対応 型 券 売 機 の 設置 の有 無	車椅子 利用 者 が 乗 降 し 得 る プラット ホーム の 数	転落防 止 の ため の 設 備 の 有 無	
駅	線	県	市	人					基 ()	基 ()	基 ()	箇所 ()	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅
(合計) 計 駅					駅	駅	駅		基 ()	基 ()	基 ()	箇所 ()	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅

II. 鉄道駅の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる鉄道駅	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
	前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第14号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。

8. エスカレーター等の設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロッカの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットフォームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. 本様式に係る報告事項については、法第2条第4号トに掲げる者のうち鉄道駅を設置したものが、法第2条第4号イに掲げる者に当該鉄道駅を貸し付け、又は有償で利用させる場合であって、当該鉄道駅についていすれか一方の公共交通事業者等により報告が行われる場合には、他方の公共交通事業者等は、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。
19. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
20. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
21. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（鉄道車両）

（ 年度）

住 所
 事業者名
 代表者名（役職名及び氏名）

I. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準等に適合した編成数	車椅子スペースが公共交通の移動等円滑化基準等令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	（ 編成両）	（ 編成両）	編成	編成	編成	編成	編成
~~~~~							
	（ 編成両）	（ 編成両）	編成	編成	編成	編成	編成
~~~~~							
（合計）	（ 編成両）	（ 編成両）	編成	編成	編成	編成	編成

II. 鉄道車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる鉄道車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第15号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
 3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（軌道停留場）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日の利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通機関との連携の有無	乗降場への対応の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブレイクの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の改札口の設置の有無	障害者対応型の券売機の設置の有無	車椅子使用者が可能な乗降場の数	転落防止のための設置の有無
駅	線	県 市	人					基 ()	基 ()	基 ()	箇所 ()						
(合計) 計 停留場				停留場	停留場	停留場		基 ()	基 ()	基 ()	箇所 ()	停留場	停留場	停留場	停留場	停留場	停留場

II. 軌道停留場の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる軌道停留場	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
	前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理している、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第18号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーター設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。

9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロッカの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（軌道車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

I. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況
（ 年3月31日現在）

軌道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準法令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準法令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	（ 編成 両）	（ 編成 両）	編成	編成	編成	編成	編成
~~~~~							
	（ 編成 両）	（ 編成 両）	編成	編成	編成	編成	編成
~~~~~							
（合 計）	（ 編成 両）	（ 編成 両）	編成	編成	編成	編成	編成

II. 軌道車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる軌道車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
	前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第17号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
 3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第38条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第18号様式（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（乗合バス車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

前年度車両数	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数														
		バス		その他の車両数		基準適用除外認定車両数		その他の車両数												
		ノンステップバス の車両数	ノンステップバス の車両数	スロープ板 を備えたもの	リフトを備え たもの	うちスロープ板 を備えたもの	うちリフト を備えたもの	うちスロープ板 を備えたもの	うちリフト を備えたもの											
年度内に供用を開始した車両数																				
年度内に供用を廃止した車両数																				
年度末車両数																				

II. 乗合バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる乗合バス車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)

前年度の計画からの変更内容

III. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第18号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンストップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンストップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンストップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンストップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたものの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第48条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（バスターミナル）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

I. バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）
（ 年3月31日現在）

バスターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たり利用者数	公共交通移動等円滑化促進法の適用の有無	段差への対応	バスターミナルの敷	視覚障害者の誘導用の設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型設備の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	乗降場への対応	リフトが乗降できるバスがまだはバスターミナルの数
	県 市	人									
(合計) バスターミナル											

II. バスターミナルの移動等円滑化のための事業の計画

対象となるバスターミナル	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
	前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が8000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理している、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第19号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 4. 視覚障害者誘導用ブロックラの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. 乗降場への対応の欄には、異降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロッケンその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。
10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（貸切バス車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

I. 貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数			
	ノンステップバスの車両数	リフト付きバスの車両数	スロープ付きバスの車両数	その他の車両数
計				
前年度車両数				
年度末車両数				

II. 貸切バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる貸切バス車両	計画内容 （計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
	前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第20号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバスの合計数を記入すること。
 3. リフト付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているリフト付きバス車両の合計数を記入すること。
 4. スロープ付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているスロープ付きバス車両の合計数を記入すること。
 5. その他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両のうち、2、3及び4に該当しない車両を記入すること。
 6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（福祉タクシー車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況
（ 年3月31日現在）

前年度車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				
	計	車椅子対応車数 うち、ユニバーサルデザイン タクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
年度末車両数					

II. 福祉タクシー車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる福祉タクシー車両	計画内容 （計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
	前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第21号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
 3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示(平成24年国土交通省告示第257号)第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
 4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
 5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
 6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（船舶）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

I. 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）
（ 年3月31日現在）

船名	船舶番号	総トン数	旅客員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	乗降用設備への対応	基準適合客席の設置数	車椅子スペースの設置数	乗降口と客席との間の経路の対応
		総トン		年 月 日	港～港間	年 月			席		

（合計） 隻	便所への対応		食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点検プログラムの設置の有無	運航情報提供設備の設置の有無	案内設備の設置の有無	乗降口と客席との間の経路の対応	
	隻	隻							隻	隻

II. 船舶の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる船舶	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
前年度の計画からの変更内容	

III. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第22号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

4. 車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。
5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までの全ての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
8. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
9. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
10. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に遊歩甲板が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
11. 点字ブロッケの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

13. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第80条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 2から13までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第81条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
15. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
16. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
17. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理している、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第23号様式)

- 注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれの乗船場所としてそれぞれの合計数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 視覚障害者誘導用ブロッカーの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 7. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
9. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
10. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第24号様式（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（航空機）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

I. 航空機の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

事業の用に供して いる航空機数	公共交通移動等 円滑化基準等 に適合した航空 機数	客席数が30以 上の航空機数	可動式むじり機 のある航空 機数	運航情報提供 設備を備えた 航空機数	客席数が80 以上の航空 機数	車椅子を備 えた航空機 数	通路が2以 上の航空機 数	障害者対応 型便所を備 えた航空機 数
機	機	機	機	機	機	機	機	機

II. 航空機の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる航空機	計画内容 （計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
	前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第24号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を入力すること。
2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第84条の基準に適合しているもの数を入力すること。
 3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第86条の基準に適合しているもの数を入力すること。
 4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が80以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第85条の基準に適合しているもの数を入力すること。
 5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第87条の基準に適合しているもの数を入力すること。
 6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を入力すること。
 7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第25号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロッカの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。